

令和3年7月14日

保護者様

岡山県立倉敷天城中学校
校長 白神 敬祐

学習者用端末（Chromebook）の家庭等での活用について

平素より本校の教育活動に御理解と御協力を賜りお礼申し上げます。

さて、本年4月から1人1台の学習者用端末（以下、端末という。）を活用した学びが全国的にスタートしており、本校においても、授業等での活用を進めているところですが、かねてより、県教育委員会から、端末の家庭での活用を積極的に推進するよう指示があり、本校としても、学校の授業等だけではなく、自宅等での学習においても、ICTを活用することは有効であると考え、夏季休業以降、端末を活用した学習活動（予習、復習、宿題等）を実施することとしました。

つきましては、次の留意事項等を御確認いただき、物品無償貸付申請書の提出等手続きをお願いします。

なお、家庭での端末の活用について不明点等がある場合には、担任まで御相談ください。

記

1 留意事項等

- (1) 端末は県有物品であるため、物品無償貸付申請書（様式第1号）を提出していただきます。
- (2) 端末の利用に当たっては、遵守事項（物品無償貸付申請書の裏面に記載）をお子様と共に確認いただき、大切に使用してください。
- (3) 端末を損傷・紛失した場合には、速やかに学校へ連絡してください。端末の損傷等が故意又は重大な過失によると認められる場合は、修繕費等を負担いただくこととなります。
- (4) 家庭で端末を活用する際にはWi-Fi等の通信環境が必要です。また、通信費を負担いただくこととなります。なお、インターネット接続等の設定は各家庭でお願いします。Wi-Fi等の通信環境が整っていない方は、モバイルルータの貸出制度がございますので、担任又は事務室に申し出てください。
- (5) 端末の持ち帰り用のバッグ等については、端末の損傷防止のために効果的ですから、各家庭での御用意をぜひお願いいたします。

2 手続

- (1) 物品無償貸付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、7月19日（月）までに、担任に提出してください。
- (2) 三者懇談（7月26日（月）・27日（火））の際に、物品貸付決定通知書を発行し、端末（充電アダプターを含む）を引き渡します。
- (3) 端末を受領する際に、物品受領書（様式第3号）の提出が必要となります。物品受領書（様式第3号）へ必要事項を事前にご記入ください。

3 その他

端末の利用に当たっては健康への配慮等も必要となります。改めて別添の文部科学省が作成した作成啓発リーフレットの内容をお子様とともに確認ください。